

## 世羅町の発注する設計及び測量委託業務の前金払に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）が保証する同法第2条第1項に規定する公共工事のうち、世羅町の発注する設計及び測量委託業務（以下「業務」という。）に要する経費の前金払に関しては、この告示に定めるところによる。

### (前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる業務は、請負代金額が1件300万円以上のものに限る。

### (前金払の金額)

第3条 前金払をする金額は、請負代金額の10分の3（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

### (前金払の申請)

第4条 業務の受注者は、前金払を受けようとするときは、申請書に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

### (返還)

第5条 前金払を行った後、設計変更その他の理由により請負代金を変更した場合において、当該前金払が変更後の請負代金額の10分の4を超えることとなるときは、その超えることとなる額を返還させるものとする。ただし、その額が相当の額に達する場合はその都度定める。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金をその業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外に使用したとき。
- (2) 受注者がその業務に係る義務を履行しないとき。
- (3) 受注者がその業務に係る保証契約を解除されたとき。

(遅延利息)

第6条 前条の場合において、返還すべき前払金の全部又は一部（以下「返還金」という。）を返還期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を、当該返還金と併せて徴収する。ただし、受注者の責めによらない理由による場合等については、この限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。